

5 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

本地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成12年8月7日付け環自計171号・環自国第448-1号環境庁自然保護局長通知）」（以下「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という。）及びこれらによらないことができる「瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（別記）によるほか、下記の取扱方針による。

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）による。

行為の種類	取扱方針
全ての行為	<p>基本方針</p> <p>当該地域における行為については、以下について留意されたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。 ・ 公園利用施設等及び海上からの眺望を損なわない。 ・ 貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けること。やむを得ず行為を行う場合は、その生息・生育地の分断等の行為による影響を考慮し、影響を最小限とする措置を講ずること。
<p>1 工作物の新築、改築、増築</p> <p>(1) 建築物</p>	<p>① 意匠・色彩、構造</p> <p>奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いたものであること。</p> <p>ア 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根であること。屋根勾配は10分の3以上で、著しい急勾配のものではないこと。ただし、特殊な用途の建築物又は敷地を同一とした母屋と必要不可分な車庫、倉庫等の小規模な建築物（建築面積10㎡以下程度とする）にあつてはこの限りではない。</p> <p>イ 屋根の色彩</p> <p>焦げ茶系色（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑系色（緑青のついた銅板葺を含む。）、暗灰系色又は黒色とする。木材等の自然素材を使用する場合は極力素材色であること。</p> <p>ウ 壁面の色彩</p> <p>茶系色、灰系色若しくはベージュ系統色又は木材等の自然素材の色とし、屋根</p>

	<p>の色彩との調和が図られたものであること。ただし、町屋、蔵等の地域の伝統建築の意匠であって、その意匠として漆喰塗り（白色）を用いる場合はこの限りではない。</p> <p>② 修景緑化方法 別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。</p>
(2) 道路	<p>① 法面等の処理</p> <p>道路法面は、擁壁等を設置することが不可欠である場合を除き、永続性のある緑化工により緑化すること。</p> <p>緑化に際しては、擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタル、落石防護ネット等の風致景観上の支障の軽減を図ることができる工法により対処されるものであること。ただし、通行の安全上、モルタル吹付以外の代替工法がないと認められる場合は、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等の風致景観上の支障を軽減する措置がとられるものに限り、モルタル吹付を認める。</p> <p>ア 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色若しくは焦げ茶色塗装のものであること。</p> <p>イ 擁壁 原則として現地産自然石と同種の自然石を用いるものとする。やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石を模した表面仕上げとするものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>② 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードパイプ又はガードロープとし、その色彩は亜鉛メッキ仕上げのもの又は焦げ茶色若しくは灰色塗装のものであること。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げのもの又は、焦げ茶色若しくは灰色塗装のものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの風致景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>③ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は待避所等に活用される場所を除き、舗装を除去した上で速やかに修景緑化が行われるものであること。</p> <p>④ 残土処理方法</p>

	<p>原則として国立公園区域外に搬出し、適正に処理する。</p> <p>ただし、国立公園内の許可を得た又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。</p> <p>⑤ 修景緑化方法 別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。</p> <p>⑥ 附帯施設の取扱い 附帯施設の設置は、その規模及び数量が必要最小限と認められるものであること。また、公園利用施設及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意された位置・色彩であること。</p>
(3) 鉄塔、アンテナ	<p>① 基本方針 設計に当たって、設計に際して事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致景観上の影響等が十分に検討されているか審査する。</p> <p>② 位置 ア 主要展望対象及び主要展望地からの展望又は眺望を阻害する位置に設置されるものでないこと。 イ 公園利用施設等から極力望見されない位置に設置されるものであること。</p> <p>③ 材料、色彩 公園利用施設等から見た場合に稜線を越えない場合は焦げ茶色塗装で、稜線を越える場合は亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色塗装であること。航空障害対策を講じなければならない場合は原則として塗色でなく、極力標識灯の設置によるものであること。 また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるものとする。</p>
(4) 電柱	<p>① 基本方針 新設に当たっては、設計に際して事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致景観上の影響等が十分に検討されているかに留意する。</p> <p>② 位置 ア 主要展望対象及び公園利用施設等からの展望又は眺望を阻害する位置に設置されるものでないこと。 イ 公園利用施設等から極力望見されない位置に設置されるものであること。</p> <p>③ 材料、色彩 原則として、コンクリート柱は素地色、鋼管柱及び鋼板柱は亜鉛メッキ仕上げの</p>

	<p>ものであること。ただし、林内においては付近の状況にとけこむよう焦げ茶色に塗装されるものであること。</p> <p>④ 共架 電力線と電話線が並行する場合は共架されることを原則とし、既存のものは建て替え等の際に可能な限り共架を図る。 ただし、共架により風致景観上の支障が大きくなる場合又は重大な管理上の支障がある場合にはこの限りではない。</p> <p>⑤ 地下埋設等 公園利用施設等の周辺及び集団施設地区等の公園利用上特に重要な場所にあつては、架線の設置は避け、可能な限り地下埋設化またはルート変更を図る。</p> <p>⑥ 広告物 営業広告物の掲出又は表示が行われるものでないこと。</p>
(5) 砂防・治山施設	<p>① 基本方針 新設に当たっては、設計に際して事前にその必要性、風致景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討されているか留意する。</p> <p>② 材料、色彩 現地産自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げのものであること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び施工上困難と認められる場合にあつては、この限りでない。 落石防護柵については、垂鉛メッキ仕上げのもの又は灰色若しくは焦げ茶色塗装であること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
(6) 海岸保全施設、防波堤等	<p>① 基本方針 自然海岸への設置については、瀬戸内海国立公園指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすため、認めない。ただし、既に災害や浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合は、この限りではない。 なお、設置する場合は、下記に留意するものとする。</p> <p>ア 埋立てを伴わないものであること。</p> <p>イ 離岸堤は可能な限り潜堤とすること。</p> <p>ウ 原則として、突堤は自然石積みとし、可能な限り潜堤であること。公園利用施設等及び海上からの眺望に著しく支障を与えないこと。</p> <p>エ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにすること。</p>

	<p>② 材料、色彩</p> <p>現地産自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げのものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
<p>2 木竹の 伐採</p>	<p>基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致景観に配慮した施業とする。</p> <p>良好な照葉樹林並びに地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息地及びその周辺等におけるの伐採は極力避けること。</p>
<p>3 土石の 採取（露天掘り） 西島（姫路市）のみ</p>	<p>① 基本方針</p> <p>国立公園指定以前から生業として行われている地域であるが、風致景観上の支障を最小限とするよう、以下の点に留意する。</p> <p>② 既存の採石権の設定区域における継続事業についての取扱いは、下記のとおりとする。</p> <p>ア 採取期間は5年とし、これを超えて採取する場合は更新手続きを行うものであること。</p> <p>イ 最終残壁となる法面については、郷土産在来種の植物により緑化を行うものであること。この場合、原則として保存した表土を客土として利用するものであること。ただし、客土量が不十分になる等、保存表土のみでは適切な客土が行えない場合等についてはこの限りではない。</p> <p>ウ アの更新手続きは、最終残壁となる法面の適正な修景緑化の履行を確認できた場合に限り行うものであること。</p> <p>③ 新たに採石権の設定を行う場合又は既存の隣接する複数の採石権の設定区域を統合する等採石権の特定区域を変更する場合については、取扱いを下記のとおりとする。</p> <p>ア 主要な展望地から見た採石後の風致景観が従前より好ましい状態となることを条件とするものであること（事業者において、事前に総合調査を行う。）。</p> <p>イ 修景緑化の履行が担保されることを条件とするものであること。</p> <p>ウ 修景緑化の方法は、②イに同じ。</p>

<p>4 広告物の設置</p>	<p>① 営業用広告物 使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶系色のうち3色以内を使用すること。電柱への広告物の掲出又は表示は認めない。</p> <p>② 誘導標識、地区案内板 ア 誘導標識は、乱立を避け、複数設置される場合は極力統合が図られたものであること。意匠統一され、表示板の色彩は焦げ茶色、文字は白色を基本とする。 イ 案内図の色彩の種類は、必要最小限の使用にとどめられたものであること。</p> <p>③ その他の広告物 上記①及び②に準じて、風致景観の保護上支障のないよう配慮されたものであること。</p>
<p>5 水面の埋立て</p>	<p>① 基本方針 海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙1「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針」によるものとする。</p> <p>② 特別地域地先水面の埋立て ア 原則として許可しない。ただし、次の各号の要件に該当する場合にあってはこの限りではない。 (a) 地域住民の日常生活に必要なもの及び農業又は漁業用に供されるものであって、必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。 (b) 既に人工海岸又は半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。 イ 自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置が講じられるものであること。 ウ 公園利用者の目につきやすい場所にある護岸等の工作物は、自然石又はそれに模したブロック仕上げとする等、風致景観上の支障の軽減が図られるものであること。 エ 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法によるものであること。</p>
<p>6 その他 (1) マリーナ</p>	<p>基本方針 1 「工作物の新築、改築、増築」及び5 「水面の埋立て」に関する取扱方針によるほか、別紙2 「マリーナの取扱方針」によるものとする。</p>
<p>(2) ゴルフ場の造成</p>	<p>「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日環自保第343号）によるものとする。</p>

別紙1 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

（1）埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各事項のいずれかに該当すること。

- ① 地域住民の日常生活に必要なもの。
- ② 港湾又は漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ③ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- ④ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

（2）埋立位置に関する事項

- ① 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ア 特別保護地区及び特別地域（ともにその周辺を含む）
 - イ 自然海岸
- ② 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- ③ 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

（3）環境及び風景の保全に関する事項

- ① 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- ② 埋立地の利用計画が明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- ③ 埋立地に設置される工作物の規模及び形態が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設、高層建築物及び巨大工作物等の風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- ④ 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- ⑤ 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び堆砂、洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。
- ⑥ 周辺の海水浴場等利用拠点に与える影響が軽微であること。
- ⑦ 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

（4）その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

別紙3 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点及び「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成20年3月環境省自然環境局）に留意のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

① 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとする。

② 裸地の緑化

工事に伴いやむをえず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化する。ただし、自然回復が望める裸地については土砂流出の十分な防止措置を講じることで足りるものとする。

③ 緑化に使用する草本類

一部の法面等の樹木による緑化が困難な場所では、種子吹付けを行うものとする。

緑化に使用する種子は原則として郷土産在来種のものを使用するものとし、使用する草本種はノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等とする。特別保護地区、第1種特別地域及び貴重な自然を有している地域では郷土産在来種以外の草本種は使用しない。

④ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、修景緑化樹種一覧を参考とし、原則として郷土産在来種の樹木による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。特別保護地区や第1種特別地域及び貴重な自然を有している地域では郷土産在来種以外の樹木は使用しない。

⑤ 道路については、特に次の事項を留意する。

ア 道路を新設、増設又は改設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、大径木の樹木がある場合は道路線形の変更も検討する。

イ 道路沿いの空地には郷土産の植物により緑化する。

ウ 道路を新設、増設、改設に伴い大きな法面が生じる場所は、原則として法面を数段に分けて犬走りを設け、犬走りに低木を植栽する。

⑥ 建築物等の工作物の周辺については、次の事項に留意する。

ア 建築物等の周辺に修景が必要な場合には、郷土産もしくは国内産の植物により緑化する。

イ 建築物等の人工物を隠ぺいする必要がある場合には、郷土産もしくは国内産の植物により緑化する。

修景緑化樹種一覽

① 高木

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期(月)	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高(20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高(40)		弱	弱
アカメガシワ	速	中	陽	常高(10)			
アキニレ	速	湿	半陽	落高(10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高(15)		中	
アラカシ	速	中	半陽	常高(15)		強	中
イイギリ	速	中-湿	陽	常高(15)	果(10-11)		
イスノキ	中	乾	半陽	常高(20)	花(4-5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高(15)		強	中-強
イブキ	遅	乾	陽	常高(15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高(10)	葉(10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高(10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高(15)	葉・果(9-10)		
エノキ	速	中-湿	半陽	常高(20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高(15)	花(3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高(10)		強	
カゴノキ	中	中	陰	常高(15)			
カラスザンショウ		中	陽	落高(7)			
クサギ	速	中	陽	落高(8)	花(7-9)		
クスノキ	速	中	半陽	常高(25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高(10)	果(11-1)	強	
クロキ	中	中	陰	常高(10)			
クロマツ	速	乾	陽	常高(40)		強	中
コナラ	速	中	陽	常高(20)		中	中
コブシ		湿	陽	常高(8)	花(3-4)		
サカキ	速	中	陰	常高(10)		中	中
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高(10)	花(4-5)		
シュロ	遅	中	陰	常高(8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
スダジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダン	速	中-乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期(月)	潮害	大気汚染
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)		
ナラガンワ	速	中	陽	落高(16)			
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)			強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高(20)		中	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)		
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中
ビワ		中	陽	常高(10)	花(11-2)果(6)		
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)		
マダケ	速	中	半陽	常高(15)		中	強
マテバシイ	速	中	陽	常高(10)		強	強
ミカン類		中	陽	常高	果(10-11)	中	強
ミズキ	速	湿	半陽	落高(15)	花(5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高(20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高(15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高(10)	果(11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高(10)	果(10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高(10)	花(2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高(15)		弱	
ヤマザクラ	速	中	陽	落高(20)	花(3-4)		弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高(20)		強	中
リョウブ	中	中-乾	陽	落高(10)	花(7-8)		
リンボク	中	中	陰	常高(10)			

② 低木

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
アジサイ類		湿	半陽	落低(2)	花(6-7)		
アオキ	速	湿	陰	常低(3)	果(11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低(3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低(2)			
ウツギ		中	半陽	落低(2)	花(5-6)		
ウメモドキ	中	中	陽	落低(3)	果(10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低(1.5)	花(5-6)		強
オカメザサ		中	陰	常低(1)			強

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
カナメモチ	速	中	半陽	常低(3)	果(10-11) 葉(5)	弱	中
クチナン	速	中	半陽	常低(2)	花(6-7)	中	中
コバノミツバツツジ		中	陽	落低(3)	花(4-5)		
コマユミ	中	中	半陽	落低(2)	果(10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低(3)	花(5)(9-10)		
サザンカ	遅	中	陰	常低(3)	花(10-3)	中	弱
サツキ	速	中	陰	常低(2)	花(5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低(3)			
シキミ	遅	湿	陰	常低(3)	花(3-4)		
シモツケ	速	乾	半陽	落低(1)	花(5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低(3)			
シャリンバイ	中	中	陽	常低(2)	花(5-6)	強	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低(2)	花(4-5)		中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低(2)	花(3-4)	中	中
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)			
チャノキ	遅	中	陰	常低(1.5)	花(10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	
トベラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低(2)	花(7) 果(10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低(3)			
ネジキ	遅	乾	陽	落低(3)	花(6-7)		
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)		
ハイビャクシン	遅	乾	陽	常高(0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)		
ハマゴウ		乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)		
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低(1.5)	花(3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-2)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)		
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)		

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)			弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低(3)	花(8-10)	中	強
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1.5)	果(10-11)		
モクレン	速	中	陽	落低(3)	花(4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0.2)	果(11-2)		
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)		
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1.5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1.5)	花(4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低(2)	花(5)	中	強

③ ツル植物

和名	成長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
アケビ		中	陽	落	果(10-11)		
キツタ類		中	陽	常			
ツルアジサイ		中	陽	落	花(6-7)		
フジ		中	陽	落	花(4-6)		
マタタビ		中	陽	落	果(10-11)		
ミツバアケビ		中	陽	落	果(10-11)		
ヤマブドウ		中	陽	落	果(8-10)		